

富山家庭裁判所委員会（第10回）議事概要

1 日時

平成19年12月13日（木）午後1時00分から午後3時00分まで

2 場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

今村元，兼本伸樹，佐藤幸男，佐野仁志，杉森研二（委員長），錢輝，
種部恭子，手崎政人，中野英和

井加田まり委員は欠席

(2) 事務担当者

石崎事務局長，野々村首席家裁調査官，寺川首席書記官，八木次席家裁調査
官，山口事務局次長，笠松総務課長，小沼総務課課長補佐

4 進行次第

(1) 委員長あいさつ

(2) 意見交換

テーマ 「家庭裁判所における少年保護事件について」

ア 広報用ビデオ「少年審判 - 少年の健全な育成のために - 」を視聴

イ プレゼンテーション

(ア) 「少年保護事件の実情」(八木次席家庭裁判所調査官)

(イ) 「少年審判に立ち会って」(手崎裁判官)

ウ 意見の内容は，別紙のとおり

(3) 次回テーマ

家庭裁判所における少年保護事件について（第2回）

(4) 次回開催日時

平成20年6月25日（水）午後1時30分

以 上

(別紙)

意見交換(委員長 委員 事務担当者)

今回は、各委員に対して事前にテーマに関するアンケートを実施した。その中から、関心の高かった最近の少年事件の特徴、少年に対する教育的措置をサブテーマとして、「家庭裁判所における少年保護事件の処理について」をテーマとして意見交換をしたい。

最初に、皆さんに「少年事件について思うこと、考えること」と題して、日頃思われていることなどを述べていただきたい。

私としては、まず、家庭裁判所の認識と一般社会との認識にズレがあることは事実として認めなければならないものと思う。家庭裁判所と一般社会の認識をどう近づけていくかということを考えなければならないと思う。

少年事件が増加していると聞くが、本当はどうなのかと思っている。私が子供だった1960年代の方が少年事件は多かったように思う。むしろ、報道されることが多いのでそう思うのかなと感じているが、皆さんのご意見も聞いてみたい。

少年事件を担当する裁判官として、以前担当したときは暴走族が多く、事件数も多かった。今回再び少年事件を担当して事件が減ったように思うが、それは少年人口が減少したことと、少年が集団で非行を行うことが減ったことが影響しているような印象がある。

産婦人科医で、子供を診ることもよくあり、性犯罪、性被害に関わるような子供達をたくさんみている。また、子供のことで問題を抱えるお母さんの世代もたくさんみているが、事件となる手前までの相談を受け、カウンセリングを行っている。その中で気になるのは、問題のある子供を支えてあげなければならないはずの家族自体が疲弊しており、家庭としての機能を果たしていないことである。犯罪にまで至っていない程度のものから現在の事件の状態を推測すると、社会全体が疲れているなと感じている。

中国出身で、中国人の困りごと等の相談に乗っているが、子供についての相談

が増えているのではないかと思う。

検察官としての印象で、富山の少年犯罪としては集団暴行は時々見られるものの、凶悪犯罪は少ないように思うし、暴走族のような集団危険行為もない。多いのは自転車盗と恐喝で、ほかに教師に対する暴行とか傷害がぼつぼつと目立つという印象である。法務省の犯罪白書によれば、非行少年の傾向として、周囲との人間関係を作るのがうまくない、自分たちの仲間内で固まってしまい、居心地のいい集団を作って社会の価値観よりその集団の価値観を優先してしまうので、非行に走ったときにとんでもないことをしてしまうという分析がある。富山ではどうかかわからないが、そんな傾向もあるのかなと思っている。

大学の人間発達学部の学部長として大学の運営に携わっているが、日々いじめの問題、家庭と子供の問題、さらには子供同士の間関係の問題、能力があっても学校内で孤立する事例など多々あって、そのような問題について、小中学校の教員の方々と日々連携して対処している。少年事件ということではないが、日常的な子供達の心の歪みの問題にぶつかっており、この場での議論も教育の現場に生かすことができると思う。

報道の仕事に携わっているが、個人的には高校生と中学生の思春期の子供がいる。その子供たちが得体の知れない存在となり、何を考えているのかわからないし、理解するのに難しい存在となったと思うが、そんな子供を抱える父親としての立場でも発言ができたらと思う。文部科学省の行った学力調査などを見ていると、富山の子供はどちらかというと良い子が多く、家庭でも家の手伝いをしたり、学力も上位にある。実際にも素直な子が多いと感じている。しかし、各地の少年事件の現状を見ると、大都市圏に限らず、むしろ地方にびっくりするような少年事件が多い。同級生同士が殺し合ったとか、立体駐車場から子供を突き落とした中学生がいたり、どうしてこんな事件が地方で起きるのかと驚きとともに不思議さを感じる。良い子の多い富山といえども、そのような事件が起きないとは限らないとの感じを持っている。そういう意味では家庭裁判所の在り方を審議するの

は意味のあることだと思う。また、万が一、最近他県であった、父親を殺してしまふというような大きな凶悪事件が起きた場合、事件のセンセーショナルな伝え方というよりは、背景というか、何でこのような事件が起きてしまうのかという点をきちんと伝えていかなければいけないと思っている。やはりそういう事件が起きた場合の報道の在り方、発表の在り方とかの問題について事前に考えておかなければならないと思うし、裁判所の方でもそのようなことを想定しておいて、準備をしておく必要があるのではないかと思うので、そういう点でも皆さんの意見を聞きたいと思う。

弁護士だが、印象としては、凶悪化した事件が本当に増えているのかと疑問に思っている。むしろマスコミの取り上げ方の問題が大きいのではないかと思う。それと動機がよくわからない事件があるということ、また、これが一番大きいと思うが、被害者が割と堂々とマスコミの前で発言される機会が増え、それが報道されるということで目立ってきているのかもしれないという印象を持っている。また、懸念している点として、少年審判に被害者の傍聴を認める方向での法改正が検討されている点である。これについては慎重に考える必要があるのではないかと思う。というのは、少年は大人に比べて変わる余地が大きいからである。また、そういう建前とともに考えたいことは、今の若い人たちは心が壊れやすくなっているのではないかということである。そういう点からも、本来少年の更生を目的とするべき少年審判に犯罪被害者の立場を考慮する手続が取り入れられることによって、更生という目的が後退しないかということをおそれている。

皆さんからの的確で重要な問題を提起していただいたと思う。ここで、少年事件の概況、再犯率等を客観的な資料に基づいて家庭裁判所調査官から説明する。

家庭裁判所調査官の説明によると、一般的には少年犯罪が凶悪化しているのではないかとの意見があり、また、再犯率についても高いのではないかと一部で言われているが、少年人口が減少していることを前提としても、統計的にはそういうことはないとのことである。これが素直に受け入れられるかどうかについて疑

問があるかもしれないが、質問があれば述べられたい。

少年犯罪の背景に、インターネットの絡む犯罪形態があるなど特異な例もあるが、その中でも動機が今ひとつはっきりしないと言うか、つかみづらいものが特に注目を引く。統計的に事件数が減少しているというのはそのとおりだと思うが、事件の質が変わってきているのではないかと思う。

本来、犯罪を犯すことは相当な能力が必要で、そういう意味では子供は犯罪能力に乏しいと思うが、現代では世間がびっくりし、親も驚くような事件が起きているといえるのか。それとも昔もあったがこれほど注目されなかったのか。

数値的な検証はしていないが、確かにびっくりするような事件は昔から存在したが、態様、時代の動き、人格障害等いろいろと言われ、そのような背景が影響して、理解し難いために現代ではクローズアップされているという側面もあることは否定できないと思われる。

びっくりするような年齢の子だからこそ報道に出てくるのかもしれないが、そうであるとすれば、今までは考えられなかった低年齢の者が事件を起こす比率が増えているということはあるのか。

年齢については平成8年から平成17年までの統計で、小中学生が何らかの事件を起こした比率は平成8年に事件全体の24.7パーセント、平成17年が25.8パーセント、途中のピークで27.0パーセントということで、比率的にはほとんど変化していない。高校生についても大体39パーセントをピークとして平成17年に36.7パーセントで、これもほとんど変化していない。必ずしも低年齢の非行が増えたとは言いつらいものがあるが、かつてなかった事件があるかどうかについては統計上は分からない。

医師として性被害、性犯罪に関わることがあり、若い年齢で被害届を出さない子供なども多く診ている。若者の性交経験が低年齢化していることも背景にあるかと思うが、インターネットの影響が大きいと思っているし、性被害に遭う子供も、小学生なのにどうして遠い所の者と知り合ったのだろうかと思うほど広域化

し、複雑化して、追いかけるのが難しくなっているというような状況で、従来では考えられなかったようなことがあることもあって低年齢の犯罪が増えているのかなと思ってしまう。

携帯電話とかインターネットの影響は深刻だと思う。小学校高学年から中学校の女子生徒が携帯電話等で知り合った男性と関係を持ったりするという事は時々聞く。そんな子供がぐ犯事件として家庭裁判所に来るのはかなり深刻なケースだ。そういう事件は親とか教師とかの立場は関係なく、我々大人がきちんと対応できていないからだと言ってよいのではないか。

数としては多くはなくても、そのようなケースは増えているということか。

家庭裁判所へ来るのは数としては多くないが、病院等では多くなっているのではないかと思う。

未成年者と性関係を持ってしまう大人がいるわけで、子供を商売に利用したり、風俗で利用したり、あるいは安易に援助交際の相手をしてしまう大人がいるとか、そんな中で少年事件の質も変わってきている。私が記者として駆け出しのころにとんでもない事件があって、女子高校生の家を爆破しようとした少年がいたりしたが、時代時代によって質が変わってきているし、注目の度合いも高くなってきたと思う。

少年の凶悪犯について、昭和50年からの資料があるが、その凶悪犯の中で強姦が低くなってきているのはなぜなのか。

一般に言われているのは、環境整備が整ってきた、つまり、街灯が整備されたりして防犯関係が充実してきたということがあるようだ。

性犯罪の被害者が減ったのは、合意による性行為が増えたという説明が可能かと思う。容易に性関係を持つことができるようになったので、強姦のように無理矢理性交渉に及ぶ必要性がなくなったのではないか。年長少年については、都市部で性風俗が活発となっていることも影響があるのではないか。

現代社会において、ポルノ雑誌などとの関係はあるのか。1950年代は今ほ

ど氾濫していなかったと思うが。

それもまたインターネット上などでは横行しているところで、雑誌なども「ウラ本」などと言われるものがあったが、今では本が媒体ではなく、DVDやインターネット上の動画を少年たちも容易に見ることができる。携帯電話などでは勝手に映像が送られてきたりして、ネット環境の中で氾濫している。その防止策としてインターネット教育の必要性が言われている。

少年審判がどのように行われているかということをご理解いただくためにビデオ「少年審判 - 少年の健全な育成のために - 」をご覧いただきたい。

少年審判は公開されていないので、マスコミの方でも審判廷を見たことがある方は少ないし、何をやっているのか見えない。検察官が立ち会う事件も非常に少ない。また、被害者も立ち会わないので外から見えにくいのが現状だが、ビデオを見てお気づきの点があれば述べてもらいたい。

少年審判は懇切丁寧にするという規定があり、厳しい言葉はあまり使わず穏やかな雰囲気で行う。少年がしゃべってくれないことが多く、どのようにしゃべらせるかを工夫している。

調査官の意見は審判廷でどのように述べられるのか。

私は少年院送致等の保護処分であっても調査官に直接審判廷で意見を述べてもらっている。調査官によって意見の述べ方はまちまちで、そのときの少年次第、事件次第であえて厳しい意見を言ってもらうこともある。

審判で試験観察となった場合、家族の支援の仕方も試されていると思うが、どれくらいの期間なのか。

一般的には4か月程度、長くて半年程度だと思う。

試験観察にはビデオにもあったような「在宅」といって、少年を家に返して家で指導してもらうという事例と、家庭的に問題があるなどして一旦家庭から離す必要があるときは「身柄付き補導委託」と言って、個人又は団体に少年を預けて仕事や生活面を指導してもらうものがある。そのように他に預けると国から補

導委託費が支払われる。そのような補導委託先に預けた場合は調査官が月に1回程度委託先を訪ねて生活状況等を見てきたり、保護者との面接を重ねたりする。

試験観察の場合など、調査官はどのくらいの頻度で面接をするのか。

私の場合は2週間に1回です。

保護観察処分となり保護司がつく場合、その期間はどれくらいか。

法律上は成人に達するまでが原則だが、短期保護観察というのがあり、1年程度保護観察にするものもある。また、経過が良好であれば保護観察を解除する場合がある。交通保護観察だと半年で終わるし、交通短期だと3か月で終わることもある。

不処分に終わっても、少年に対してはいろいろな働きかけを行っている。この機会に保護的措置について概括的に述べられたい。

次回に詳しく述べたいが、万引きについて「被害を考える会」というものを実施しており、販売店のオーナーなどに万引きをされた立場としての体験を語ってもらい、少年に聞かせ、万引き被害の実情を理解させることを行っている。これはお金の問題だけではなく、精神的ダメージ、つまり、一生懸命に仕事をしているのに少年の万引きという行為により裏切られたということを被害者に話してもらおう。被害者が直接加害者に話すということで迫力があり、効果もあるということで2か月に1回程度実施している。ほかに、ボランティア活動として、調査官から少年に対してボランティアを促して、自ら行ってもらおうということもある。例えば、海岸清掃、社寺仏閣の清掃、他に協力団体へ行って3日程度のボランティアを行うこともある。ここ数年の間にメニューが増えてきて、最近は動物園でのボランティアも取り入れており、動物は癒しの効果も大きく、少年も生き生きとして帰ってくる。

少年審判について、裁判所は加害者に関わるが、被害者への関わりはどうか。

裁判所が被害者と関わる場合は、一つは被害者が記録を見たいときに閲覧謄写

ができるかということ、もう一つは被害者の方から意見を聞くということがある。被害者から意見を聞くときは、裁判所の内外で、裁判官又は調査官が聞く。また、「被害者照会」という形で書面を送り、被害者から意見を書いてもらい、その意見を少年に伝えて働きかけをすることもある。

被害者となった少年などが直接関わることはないのか。

ごく希に、被害者調査をする場合、調査官が被害少年等に話を聞くことがあるが、その目的も加害者である少年の更生に役立たせるためのものである。

被害者の関係で少年審判に関する法律が変わってきている状況で、さらに改正の是非について法制審議会での諮問がなされたというところであるが、富山では現実に被害者の意見を聞いたケースはどれくらいあったのか。

直接聞いたのは、過去に傷害致死事件、殺人未遂事件の2件の事件で聞いたことがあり、書面照会した例は本庁で毎年二桁になる程度ある。

審判廷で被害者の両親から話しを聞くということはあるか。

裁判官として過去4年間は経験していない。

これまで、意見陳述の申出がされたことはある。

軽微な事件ではともかく、凶悪事件の場合、被害者も事件の内容や動機を知りたいにもかかわらず、蚊帳の外に置かれてしまうために少年審判を傍聴したいという被害者の声もあるが、傍聴については被害者団体からも異論があったりで、必ずしも少年審判に皆が立ち会いたいというものではないと思う。私が思うのは、立ち会うとか立ち会わないとかより、被害者側へ事件後のフォローというか、そういうものが少年審判では顧みられてこなかったというあたりが被害者の声である。別の枠組みでそのようなものを設けるべきなのかもしれないが、きちんとしたフォローがあってもいいのではないかと思う。

被害者側からの立場とすればもっともな点が多々あると思うが、そのフォローの機能を裁判所に期待するのが適切なのかどうかという点について弁護士側が議論しているところであり、裁判所にそこまでやらせるのは難しいのではないか、

むしろ、行政側の仕事ではないのかとも言っている。

少年審判は非公開ということになっているが、被害者として審判を傍聴できる制度もあった方がいいのではないかとの意見もあって、そのような法律が法制審議会に諮問されているが、皆さんのご意見はいかがか。軽微な事件においても更生のための教育をしている現在、その場に被害者がいて眺めているというのがいいのかどうか、また、殺人や重大な後遺症があったという事件ではどうかなどの、議論はいろいろとあるのではないか。

考え方はいろいろとあると思う。審判に立ち会うやり方もあるし、別室で見する方法、被害者に審判でのやりとりを説明する等の方法があると思うので、必ずしも審判に立ち会わなければならないものとは思わないが、何らかの被害者のフォローが必要だと思うし、それをだれがやるのかについて議論する意味はあると思う。

審判の結果を通知する制度は現在もある。被害者照会の際に結果の通知を希望するかどうかを聞き、希望する被害者に対してどういう事実を認定してどういう結果になったかをお知らせしている。

他の方法としては、検察官が審判に立ち会った場合は、検察官を通して被害者への情報提供は可能かと思う。

検察官は、犯罪の背景や事情についての情報提供は被害者が望めば現在でもやっている。被害者が死んだ場合、遺族はどうして自分の家族が殺されなければならなかったのかという辺りが知りたいと思う。これらの点については検察や警察の捜査機関がある程度フォローできるし、被害者を保護するという目標もあるのでしっかりできると思うが、審判まで傍聴したいという遺族は、本人が何を言っているかを直に聞きたいとか、謝罪させたいとかという気持ちが強いと思う。そうであれば捜査機関が賄いきれない範囲であり、どういうふうにすればいいのかと思う。少年の更生ということを目的とすれば相反する面もある要請であるため、どこでバランスをとるかが問題となる。

放送局でニュースの原稿を見ていたら、少年事件の被害者と加害者とが直接会って対話をする修復的カンファレンスという試みがあり、万引きや自転車盗の事件で全国で56件実施され、加害者の少年の83パーセント、被害者の71パーセントが満足し、加害者の少年は、その行為を恥ずかしく思った、被害者のためにできることは何でもしたいと思ったとの感想を述べているとのことで、そのような試みもあるのかと思った。

それは警察で全国的に行われている修復的手法であると思うが、数は少ないが裁判所でもやっていない訳ではない。

被害者に対して、何らかの理由で直接面談して調査する例はどれくらいあるのか。

書面照会を被害者に送るのは、富山では年間30件ないし40件で、その中に直接何か言いたい方は調査官に言って欲しい旨記載しているが、富山ではそれを希望する方が滅多にいない。他庁での経験では、例えば強制わいせつの被害者の保護者などは結構厳しいことを言ってこられた例がかなりあり、そのような場合、被害者調査の結果は少年にも伝えてきた。

被害者の少年審判への関与は重大な問題であるが、素朴な感想をお聞かせ願いたい。

謝って欲しいという気持ちのある被害者に対しては、加害者に対して一言謝りなさいと司法の場では言わないのか。

矯正教育の場、つまり少年院で謝罪の手紙を書かせたり、保護観察の中でも取組がなされようとしているようだ。しかし、家庭裁判所の審判においてはどうかというと、事件発生から日が浅く、少年たちの内省が深まっていない時には困難なのではないかと思う。事件によりけりだが、万引きなどの事件においてはできるのであろうが、数が多すぎて家庭裁判所ではできかねる。修復的司法というのは、諸外国ですすすめられているが、日本では民事調停などの場で実際に行われている例もあるものの、少年事件の枠内では広がらないのではないかと思う。

謝ることができるようになるということは、その少年の内省が深まるということになると思うので、被害者が希望するならばその一言も良い効果があるように思う。

加害者の立場にある人を見ていると謝るのが下手な人が多く、内省が深まらないうちに謝罪を求めても被害者はかえって不愉快な思いをするだけだと思う。まして少年だと年齢も若く、内省もなく謝罪だけだとかえって更生の妨げになるのではないかと思う。

殺人のような事件でなくても、自動車事故で亡くなるという例も数からすれば多く、過失犯でありながら人が死ぬという結果は同じであり、遺族感情も強い。それをどう扱っていいか難しい問題がある。被害者照会を交通事故の場合どうするかというのも問題で、全国的にはあまりやっていない。法制審議会でも交通事故犯に対して傍聴させるかどうかで大きな問題となっていた。

被害者に対する補償や救済で被害者感情も多少は何とかなるのではないかと思うし、それは行政の仕事ではないかとも思う。性犯罪に対しては診察費用やその後の費用も出るが、何か一時的にでもできるものがあるとよい。

人が亡くなった場合の犯罪被害者に対する補償金額は上がったし、交通事故で被害を受けた場合は、保険関係者が実況見分調書を見せてくれということを書いてきて、保険の支払があったりする。少年事件では少年に資力がないので親に対して監督責任を問うという形で損害賠償請求が成り立つこともあるが、その他の少年事件での被害者に対する補償制度はまだない。

例えば民事訴訟を起こして事件を解明したいというケースもあり、なぜ自分の子供が被害にあって、なぜ殺されたのかを解明し、そういうことが起きないようにするためにどうするのか、再発防止に役立てたい、という思いを汲んでいく手段はないものかと思う。行政がやればよいという考えもあるが、捜査資料等は裁判所や捜査機関が持っている、第三者の行政が関与してうまくいくのかとの思いもあり、親としてそのようなことを知りたい気持ちは理解できるので、審判が終

了した時点でもいいから遺族，被害者にていねいに知らせる制度等が必要だと思う。

刑事事件では記録の閲覧・謄写等が認められている。

そのように知りたいなら見せてあげる，という姿勢ではなく，特定の重大事件などは積極的に司法から働きかける何かが求められているのではないかと思う。

以前あった神戸の事件などは審判書などを工夫して出していた。その後もそのようなことがあるが，少年事件の本来の構造を壊してしまわないかと心配している人も他方ではあるとのことだ。

家庭の機能が失われているような場合，その家庭に少年を帰す訳にいかないのではないかという場合がかなり多い。家庭の中で暴力があって本当のことが言えない場合もあり，保護観察期間が過ぎると再びDVのある家庭に戻るようになるので，保護観察期間の3か月とか半年が過ぎたら子供を良い家族機能の中で更生させられない場合はどうするのか。また，人格障害の問題，アスペルガー症候群とか器質的な問題のある子供達を更生させていくことは難しいのではないか。自分をコントロールしていくことができない子供達をこれまでの形のラインに乗せて更生していくということで大丈夫なのだろうか。こういう疑問を感じているが，それらの点はどうなのだろうか。

安心できる家庭を持っていない少年の場合，少年院に行ったとしても1年くらいで仮退院となるが，戻る家がない場合は，そういう少年を受け入れる施設がある。

家庭に問題があっても，事件として小さいものであるとなかなか少年の身柄を収容できない場合がある。また，発達障害や学習障害が認められる子供は，最近の少年院では多く見られ，それまで家庭や学校等で十分なケアをされていなかった少年が多い。

早くから家族の理解と支援があり，障害によっては薬もちゃんと使っている場合は良いが，理解のない場合や家族が障害を認めたくないという場合は難しい。

ただ、そのような子供を持つ親も相当悩んでおられると思う。

以 上